

2025年5月28日
文書番号：品-25-046

株式会社リガルジョイント
神奈川県相模原市南区大野台1-9-49
営業本部 部長 井上幸太

該非判定書

次の弊社製品が輸出貿易管理令別表第1及び米国輸出管理規制(EAR)に掲げる貨物に該当するか否かについて、以下の通り判定します。

製品名	型式	対象項番
トップタッチ、トップタッチM	TT*	なし(対象外)
パネルタッチ	TTH*	なし(対象外)
テトラタッチ	TTV-*	なし(対象外)
パネルブラケット(ストレート)	PBS-*	なし(対象外)
パネルブラケット(L型)	PBL-*	なし(対象外)
パネルブラケット(ダブル)	PBW-*	なし(対象外)

「*」は、桁数の制限の無いあらゆる英数字、記号の組み合わせを示しております。

- 判定結果： **対象外**
理由： 輸出貿易管理令の別表第1の1から15までの項の中欄に、上記貨物と対比すべき項目がない為。
注記： 本情報は2025年5月28日施行の輸出貿易管理令、及び関連する省令等で判定しております。
なお、キャッチオール規制では第16項の規制対象品となります。
仕向地、客観要件及びインフォーム要件を確認の上、輸出手続きをお願い致します。

米国輸出管理規則(EAR)につきましては対象品目外の為、**対象外**と判定します。

以上